

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 0 6 号
件 名	A P 通信の倫理要綱「権力の不正行為，誤用を精力的に暴露」の報道理念と新潟市政記者クラブの公益性について
要 旨	<p>平成 25 年 12 月定例議会の陳情第 93 号の趣旨は，</p> <p>A 日本新聞協会編集委員会が示した記者クラブの機能と役割について， ①公権力の監視②市民からの情報提供の窓口などの条件に欠ける新潟市政記者クラブ</p> <p>B 独占的に幹事を受任する新潟日報社は，非民主的で独善的な組織と運営を継承</p> <p>などのほか，判例法や所管庁通達などの基本理念に違背した新潟市政記者クラブであることを主張した。（平成 25 年 12 月 3 付陳情書，A 4 全 2 枚）</p> <p>したが，その使命を果たしていない新潟市政記者クラブは，市民の福祉に奉仕しているとは言えないから，新潟市庁舎等管理規則第 9 条（1）に明記される報道機関には該当しない。</p> <p>当然，市長は幹事会社の新潟日報社が運営する記者クラブ衆には，地方公共団体の財産を無償使用させる許可権行使はできない。</p> <p>12 月議会陳情を審議した議会総務常任委員会での風間ルミ子委員は，「権力監視（批判）の没却」の批判陳情を「独立と寛容」に置きかえて記者衆に迎合し，糾明とはほど遠い質疑の議事録が存在する。</p> <p>表題の A P 通信編集局長会が採択した倫理要綱を示す（抜粋）。</p> <p>「新聞は，社会のあらゆる分野に建設的な裁判者として奉仕すべきであり，公共の利益のために必要な改革と革新とを，提唱すべきである。公私を問わず，権力の不正行為あるいは誤用を，精力的に暴露すべきである。」</p> <p>市民の福祉に奉仕しない新潟市政記者クラブが，本庁舎 4 階 88.6 坪を無償使用することは不当であり規則に反した法規違反と主張する。</p> <p>ゆえ，議会の役割として事実の糾明と適切な意見表明を求める。</p>
付 託 年月日 委員会	平成 26 年 6 月 17 日 総務常任委員会
受 理	平成 26 年 6 月 12 日 第 1 2 6 号